

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ-6 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 指定管理業務について</p> <p>ア. 花の美術館の改修等における費用負担の協議について【公園管理課・みどりの協会】（報告書 P186）</p> <p>稲毛海浜公園花の美術館の管理は指定管理業務として、指定期間にわたり基本協定書を市と取り交わしている。その基本協定書において、個別修繕に係る費用については、費用の額が 1 件につき 20 万円以下である場合には、当該費用が委託料に含まれるものとみなしてみどりの協会が負担するものとし、費用の額が 1 件につき 20 万円を超える場合には、市及びみどりの協会における協議の上、それぞれ負担を決定するものとされている（第 36 条第 2 項）。</p> <p>基本協定書の記載によると 20 万円超の修繕を行う場合には、市及びみどりの協会は協議を行いそれぞれの負担を決定することになっている。しかし、上記の案件には、双方の協議がなくみどりの協会の負担とされている工事や仮に協議がなされていたとしても、適切にその協議過程や結果が文書化されていない工事が存在している。このような多額の資金を市所有の施設に投下することは公益財団法人としてのみどりの協会の経理的な基礎の充実に大きな影響を及ぼすものであり、杜撰な処理であったと考えられる。</p> <p>基本協定書において合意されているとおり、費用負担等の協議過程及びその結果について遡って調査した結果を文書として記録し、今後は、みどりの協会の負担とする場合等について、双方の事情を詳記し、公益財団法人として経理的な基礎を</p>	<p>講じた措置</p> <p>花の美術館の修繕における費用負担の協議については、平成 28 年度以降、基本協定書に基づき、修繕を行う際は協議書を作成している。</p> <p>なお、費用負担等の協議過程及びその結果については、遡って調査を行い、結果を記録した。</p>

犠牲にしても費用をみどりの協会が負担する社会的な意義について明記されたい。	
---------------------------------------	--